

# 公益財団法人全日本柔道連盟 強化システム規程

## 第1条 (目的)

本規程は全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の強化選手選考、選手育成、大会代表選手選考その他の強化システムに関する事項を定める。

2. 本連盟がこの規程を定める第一の目的はオリンピック競技大会、世界選手権大会等で金メダルを獲得することにある。

## 第2条 (強化委員会の役割)

強化委員会は強化選手の選考、育成及び主な競技大会へ派遣する日本代表選手を選考する。

## 第3条 (決議方法)

強化委員会の決議方法は、以下のとおりとする。

- (1) 普通決議 議決権を有する委員の過半数が出席し、過半数の賛成を以って決議する。
  - (2) 特別決議 議決権を有する委員の3分の2以上が出席し、3分の2以上の賛成を以って決議する。
2. 議案に関し利害関係を有する者は議決権を有しない。

## 第4条 (強化選手選考基準)

強化選手 A 及び B は、国内外の大会等で優秀な成績を修めた選手の中から強化委員会の普通決議を以って選考する。このうち強化選手 A は、オリンピック競技大会または世界選手権大会で優勝を期待できる者とし、強化選手 B は A に準ずる実力を有する者とする。成績優秀者の基準は別に定める。

2. 強化選手 C は、ジュニア世代に該当する選手のうち国内大会等で優秀な成績を修めた者の中から強化委員会の普通決議を以て選考する。成績の基準は別に定める。
3. 強化選手 D は、カデ世代に該当する選手のうち国内大会等で優秀な成績を修めた者の中から強化委員会の普通決議を以て選考する。成績の基準は別に定める。
4. 強化選手は、日本国籍を有し、本連盟に登録した者でなければならない。
5. 強化選手選考にあたっては以下の大会を対象とする。
  - 強化委員会が派遣する国際大会
  - 全日本選抜体重別選手権大会
  - 講道館杯全日本体重別選手権大会
  - 全日本選手権大会
  - 全日本女子選手権大会
  - 全日本実業個人選手権大会
  - 全日本学生体重別選手権大会
  - 全日本ジュニア体重別選手権大会
  - 全国高校総合体育大会柔道競技
  - 全国高校選手権大会
  - 強化選手選考会
  - 全国中学校柔道大会
  - 金鷲旗高校大会
  - 柔道マガジン杯全国中学生大会
  - マルちゃん杯全日本少年大会

## 第5条 (強化選手育成)

全日本コーチングスタッフは、国際大会に派遣された強化選手に関し、育成計画を策定する。

2. 育成計画策定にあたっては選手の現状を分析し、問題点を抽出した上で課題を設定し、課題を解決するための方策を具体的に設計する。その際、所属チームの指導者と十分な意見調整を行う。
3. 全日本コーチングスタッフは、大会及び合宿等ごとに課題解決状況のチェックを行い、記録する。

## 第6条（強化選手の責務）

強化選手は、別表1に定める強化選手の責務を遵守しなければならない。

## 第7条（オリンピック競技大会代表選手選考）

強化委員会は、オリンピック競技大会の代表選手を選考、内定する。

2. 世界選手権大会で優勝し、同年に日本で開催されるグランドスラムで優勝した選手を翌年のオリンピック競技大会代表選手として内定する。
3. 世界選手権大会の結果に加え、同年に日本で開催されるグランドスラムでの成績およびグランドスラム終了翌日を起点とする過去1年間の成績（ただし日本で開催された前年のグランドスラムの成績は除く）を考慮し、他の選手との明確な差（他の選手がオリンピック競技大会開催年3月までに開催される国際大会で優勝しても、当該選手の戦績が上回る場合）が見られた選手が、強化委員会の特別決議を以って承認された場合、当該選手をオリンピック競技大会代表選手として内定する。
4. 前項3. で決定していない階級においては、オリンピック競技大会開催年3月までに開催される国際大会に選考対象となる選手を派遣し、強化委員会が定める国際大会終了翌日を起点とする過去1年間の成績（ただし前年の当該大会の成績は除く）を考慮し、強化委員会の普通決議を以って選出された選手を、オリンピック競技大会代表選手として内定する。
5. 前項4. を経て決定していない階級においてはオリンピック競技大会開催年4月に開催される全日本選抜体重別選手権大会終了翌日を起点とする過去1年間の成績を考慮し、強化委員会の普通決議を以って選出された選手をオリンピック競技大会代表選手として内定する。

## 第8条（世界選手権大会代表選手選考）

強化委員会は、世界選手権大会の代表選手を選考、決定する。

2. オリンピック競技大会または、世界選手権大会（オリンピック競技大会が開催されない年に限る）で優勝し、同年に日本で開催されるグランドスラムで優勝した選手を世界選手権大会代表選手として決定する。
3. オリンピック競技大会または世界選手権大会（オリンピック競技大会が開催されない年に限る）の結果に加え、同年に日本で開催されるグランドスラムでの成績およびグランドスラム終了翌日を起点とする過去1年間の成績（ただし日本で開催された前年のグランドスラムの成績は除く）を考慮し、他の選手との明確な差（他の選手が世界選手権大会開催年3月までの国際大会及び全日本選抜体重別選手権大会の2大会で優勝しても当該選手の戦績が上回る場合）が見られた選手が、強化委員会の特別決議を以って承認された場合、当該選手を世界選手権大会代表選手として決定する。
4. 前項3. により代表選手が決定していない階級のうち、日本で開催されるグランドスラムに出場した選手については、当該大会に出場したことを条件として、当該年度12月末までに開催される強化委員会が派遣する他の国際大会における成績を代表選考の評価対象とし、当該大会終了翌日を起点とする過去1年間の成績（ただし前年の当該大会の成績は除く）を総合的に考慮し、他の選手との明確な差（他の選手が翌年3月までに開催される国際大会及び全日本選抜体重別選手権大会で優勝しても当該選手の戦績が上回る場合）が認められた場合、強化委員会の特別決議をもって当該選手を世界選手権大会代表選手として決定する。
5. 前項4. で決定していない階級のうち、日本で開催されるグランドスラムに出場した選手については、世界選手権大会開催年3月までに開催される国際大会に派遣し、強化委員会が定める国際大会終了翌日を起点とする過去1年間の成績を考慮し、他の選手との明確な差（他の選手が全日本選抜体重別選手権大会で優勝しても当該選手の戦績が上回る場合）が見られた選手が、強化委員会の特別決議を以って承認された場合、当該選手を世界選手権大会代表選手として決定する。
6. 前項5. を経て決定していない階級においては4月に開催される全日本選抜体重別選手権大会終了翌日を起点とする過去1年間の成績を考慮し、強化委員会の普通決議を以って選出された選手を世界選手権大会代表選手として決定する。
7. 原則として、世界選手権大会代表選手は、日本で開催されるグランドスラムもしくは全日本選抜体重別選手権大会に出場した選手の中から選考する。

#### 第9条（大会代表選手選考①）

強化委員会は、アジア競技大会及びFISU ワールドユニバーシティゲームズの代表選手を普通決議により決定する。

2. 前項の選考の基準は別に定める。

#### 第10条（大会代表選手選考②）

強化委員会は、日本で開催されるグランドスラムに出場する選手を普通決議により決定する。

2. 前項の選考の基準は別に定める。

#### 第11条（大会代表選手選考③）

前3条以外の国際大会へ派遣する選手の選考については別に定める。

#### 第12条（大会代表選手選考④）

講道館杯全日本体重別選手権大会の出場資格は別に定める。

2. 全日本選抜体重別選手権大会出場選手の選考については別に定める。

#### 第13条（代表決定の撤回）

強化委員会は、代表選手に以下の事由が発生した場合には代表決定を撤回することができる。

- (1) 大会のための準備が不十分と認められたとき
  - (2) 本連盟の指定する医師の診断（負傷や疾病の状態から、代表選手の試合出場の可否や観客への影響等も含む判断）に基づき、当該選手が最終的に出場できないと強化委員会が判断したときまたは選手が医師の診断を拒絶したとき
  - (3) 日本選手団の一員としての適格性に欠ける行動があったと認められたとき
  - (4) 国際オリンピック委員会が定めるオリンピック競技大会または国際柔道連盟が定める世界選手権大会出場資格を満たせないことが確定したとき
2. 強化委員会は、天災、地災、戦争、暴動、関係政府及び機関の規制など本連盟の責に帰さない事由により当該大会の開催時期が変更された場合は代表決定を撤回することができる。
  3. 前2項によらず代表決定撤回が必要な場合は、理事会の決議によるものとする。

#### 第14条（説明要求権と不服申し立て）

当該大会に出場資格のある選手は、強化委員会に対し選考に関する説明を求めることができる。この場合、強化委員会は選考理由を開示しなければならない。

2. 選手は、前項の説明に関し不服がある場合は本連盟不服申立委員会に対し申し立てを行うことができる。
3. 選手は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）に仲裁申し立てを行うことができる。その場合、不服申立委員会に対する申し立て（もししていれば）は終了する。本連盟はJSAAの仲裁結果に応諾するものとする。

#### 第15条（強化選手の国籍の取り扱い）

強化委員会派遣による国際大会に出場したことがある強化選手A及びBに関しては、最後に日本代表として国際大会に出場した日から3年間は他国の代表として国際大会への出場を認めない。

2. 強化委員会派遣による国際大会に出場したことがある強化選手C及びDに関しては、最後に日本代表として国際大会に出場した日から1年間は他国の代表として国際大会への出場を認めない。

#### 第16条（強化システム運用規則）

この規程に定めのない事項は別に定める強化システム運用規則で定める。

#### 第17条（改廃）

この規程の改廃は理事会決議により行う。

#### 附則

1. この内規は、2016年6月9日から施行する。

2. この内規は、2017年3月13日から一部改正して施行する。
3. この内規は、2019年6月4日よから一部改正して施行する。
4. この内規は、2019年12月10日から一部改正して施行する。
5. この内規は、2020年5月22日から一部改正して施行する。
6. この内規は、2020年8月18日から一部改正して施行する。
7. この内規は、2021年3月15日から一部改正し、規程として施行する。
8. この規程は、2021年6月14日から一部改正して施行する。
9. この規程は、2022年3月16日から一部改正して施行する。
10. この規程は、2022年6月8日から一部改正して施行する。
11. この規程は、2022年9月29日から一部改正して施行する。
12. この規程は、2022年11月22日から一部改正して施行する。
13. この規程は、2022年12月13日から一部改正して施行する。
14. この規程は、2023年3月14日から一部改正して施行する。
15. この規程は、2024年3月13日から一部改正して施行する。
16. この規程は、2025年4月7日から改正し、強化システム規程として施行する。
17. この規程は、2026年3月16日から一部改正して施行する。
18. この規程は、2026年6月4日から一部改正して施行する。

#### 別表1（強化選手の責務等）

1. 法令や本連盟の諸規定、処分等を理解し、厳守すること。
2. 本連盟の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
3. 本連盟のスポンサーシップを理解し、スポンサーの商品カテゴリーと競合する行為を避けること。また、スポンサーとの契約条項にある大会および合宿等においては提供された物品等を必ず使用すること。
4. 全日本強化選手として知り得た情報のうち、本連盟が公表を認めていない情報や個人のプライバシーを侵害するような内容は一切漏らさないこと。
5. いかなる時も他者を誹謗中傷し、名誉を傷つけるような言動をしないこと。
6. ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の利用に際しては、十分な理解を持って慎重に行うこと。
7. 全日本強化選手として相応しい人格、言動、態度。柔道精神を理解し、社会規範を遵守すること。
8. 公益財団法人日本オリンピック委員会のドーピング防止規程を遵守すること。
9. 柔道を通しての社会貢献、柔道普及に対して積極的に協力し、柔道の発展に努力すること。
10. 強化活動事業中に発生した肖像権は本連盟に帰属することを了承すること。
11. 本連盟が、個人情報を取得し、かかる個人情報を強化活動及び本連盟に所属する他の競技者の強化活動のために、自ら利用し（データの測定及び分析を含む）、又は独立行政法人日本スポーツ振興センター、その委嘱者若しくは外部協力者、スポーツ庁、JOC若しくは本連盟が認める者に提供することを了承すること。
12. 故意または重大な過失によって本連盟に損害を与えた場合は、強化選手を解除されることに異議を唱えることはできない。